## 徳島県読書活動の推進に関する条例

化的で豊 書活動は かな社会の構 全て の世代において、 築に主体的に寄与する一つの方策となる。 人格を形 んづくり、 知識 や感性を高めるとともに、 文

岐にわたることで、 人一人の生活スタイルを多様化させる一因となっており 近年におけるインター 子供から大人まで読書習慣を持たない傾向が強まって ネットをはじめとする各種情 報メ それぞれの時間の過ごしディアの急速な進展は、 いる。 の過ごし方 県民 が 多

必要がある。 学校及び地域の連携のもと県民総ぐるみで自主的に こうしたことから、読書活動の意義や重要性につい て県民の理解及び関心を高め、 読書活動に取り組む環境を整備する 家庭

推進し、県民の読書活動の機会を一層充実させることが求めら 周年という大きな節目を迎え、これまで取り組んできた催しや他の図書館との連携また、県民の読書活動を支える拠点である徳島県立図書館は、平成二十九年度に れている。 平成二十九年度に創 がを更に <u>\frac{1}{1}</u> 百

進し、文化的で豊かな県民生活の実現を目指し、この条例を制定する。 ここに、子供から大人まで、全ての県民が読書活動に取り組む環境づくり を積極的

(目的)

ことを目的とする。 読書活動を推進し、もって県民一人一人の心豊かな生活と活力ある社会の実現に資する らかにするとともに、読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、県民 この条例は、県民 の読書活動の推進に関 į 基本理念を定め、 及び県 の責務 を  $\mathcal{O}$ 明

(定義)

第二条 第一条に規定する学校、 関する法律 項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、 この条例において「学校等」とは、 (平成十八年法律第七十七号) 第二条第六項に規定する認定こども園 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 保育等の総合的な提供の推進に 「をいう

## (基本理念)

第三条 ができるよう、 社会の構築に寄与するものであることに鑑み、 読書活動は、県民が人生を豊かに生きる上で大切なものであ 積極的に環境の整備が推進されなけ 全ての県民が読書活動を容易に行うこと ればならない ŋ, 文化的で豊かな

(県の責務)

- 第四条 に読書活動の機会を提供し、県民の関心を高める施策を推進するものとする。 との協働により読 県は、 前条に規定する基本理念(以下 書活動を支援するための情報発信及び普及啓発を行うとともに、 「基本理念」という。) に  $\mathcal{O}$ つとり、 県 県民
- 取組を行うことを支援するものとする。 県は、 読書に親しませることにより読書の楽しさを伝え、 基本理念にのっとり、 学校等が、 それぞれの学校等の特性及び個 読書習慣を形成するため 人の発達 段  $\mathcal{O}$
- 3 条第一 図書館等との間に 基本理念にの 子どもの読書活動の推進に関する法律 規定に 基づく徳島県子ども おける図書の検索及び図書の相互貸借 つとり、 インター  $\mathcal{O}$ 読書活動推進計 ネットを利用した徳島県立図書館と県 (平成十三年法律第百五十四号)第九互貸借のための情報の共有を促進する 画に 関する施策が 円滑 に実施さ  $\mathcal{O}$ 公立

るものとする れるよう、 市町村、 学校等、 公立図書館その 他  $\mathcal{O}$ 関係機関及び民間団体との連携に努め

(県民の取組)

- 第五条 互いの交流に努めるものとする。 県民は、日常生 活の中で読書に 親し 読書活動  $\sim$ の積極的な参加 及び協力を行
- 整えることに努めるものとする。 読書活動がより身近に感じられ、読書への興味及び関心を深めることができる環境を 県民は、家庭において、読書の楽しさを共有することにより、 家族の意思疎通を深め
- 3 資するよう努めるものとする。 動を推進する団体等と連携して、 県民は、地域において、学校等、 あらゆる世代を対象とした日常的な読書活動の推進に、図書館その他の読書活動に関係する施設又は読書活

(徳島県読書活動推進期間)

- 第六条 する。 から五月十二日まで及び十月二十七日から十一月九日までを徳島県読書活動推進期間と六条 県民が積極的に読書活動に取り組み、読書習慣の定着を図るため、四月二十三日
- とする。 県は、 徳島県読書活 動推進 期 間の 趣旨にふさわ 11 行事が実施されるよう努めるも  $\mathcal{O}$

(財政上の措置等)

第七条県は、 その他の措置を講ずるよう努め七条 県は、県民の読書活動の (るものとする。 推進に関する施策を実施するため、 必要な財政  $\mathcal{O}$ 

この条例は、 **別** 平成二十九年四月一 日から施行する。

県民の読書活動の提案理由 って県民一人一人の心豊かな生活と活力ある社会の実現に資する必要がある。これが、こ、読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、県民の読書活動を推進し、も  $\mathcal{O}$ 条例案を提出する理由 の推進に関し、 で 、ある。 基本理念を定め、 及び県の責務を明らかにするとともに